

県内に事業所がある企業、団体等

・対象事業

- ① 女性が能力を発揮しやすいするための取組
- ② 働く場での男女共同参画推進のための環境の整備
- ③ 仕事と家庭の両立のための環境の整備
- ④ セクシュアル・ハラスメント防止のための取組
- ⑤ その他男女共同参画推進のための積極的な取組
- ⑥ ①～⑤を進めている事業所

・制度の内容

上記事業者を登録し、ホームページ等で紹介するとともに、事業者に必要な情報提供等を行う。

・募集期間

H17年度～

③ その他特記事項

この事業の詳細につきましては、上記のホームページをご覧ください。

「鳥取県男女共同参画推進企業」認定制度

鳥取県企画部男女共同参画推進課

TEL 0857-26-7077

FAX 0857-26-7155

メールアドレス danjyo@pref.tottori.jp

ホームページ http://www.pref.tottori.jp/danjyo/

① 目的

男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、広く広報するとともに、県内企業における男女共同参画の普及推進を図る。

② 制度の概要

・対象企業等

活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行い、下記のような取組を進めている企業、法人又は団体の組織

・取組内容

- ① 女性労働者の能力を活かす取組を実施している、又は今後実施を予定していること
- ② 仕事と育児・介護の両立支援のための制度を持ち、実際に利用されている、又は今後実施を予定していること
- ③ 男女がともに働きやすい職場環境づくりの取組を実施していること、又は今後実施を予定していること
- ④ 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令が遵守されていること

・制度の内容

職場における取組を推進するため、男女ともに働きやすく、能力が発揮できる職場環境づくりや仕事と家庭の両立に積極的に取り組む企業等を「男女共同参画推進企業」として認定する（平成16年2月制度創設）。

企業等からの申請に基づき、男女共同参画推進課で書類審査・実地調査を行い、その結果を、認定委員会に諮り、認定。

認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとし、毎年、男女共同参画推進状況について報告書を提出。

認定企業には、県がホームページや冊子等で取組を広く紹介し、企業の積極的姿勢を地域にアピールする。

・募集期間

随時申請受付

・認定企業数

8社（平成17年8月末現在）

企業・事業所の「子育て応援宣言登録制度」

福岡県生活労働部労働局新雇用開発課

TEL 092-643-3586

FAX 092-643-3619

メールアドレス shinkoyo@pref.fukuoka.lg.jp

ホームページ http://www.pref.fukuoka.lg.jp

① 目的

男女従業員が出産・子育て期を通して十分な子育てをしながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会を実現するため

② 制度の概要

・対象者

県内に事務所等がある、全ての企業・事業所

・制度の内容

企業・事業所の代表者に、男女従業員の仕事と子育ての両立を支援するために具体的に取り組む内容を宣言してもらい、県が登録する制度。

登録企業には、登録証・登録マークを交付するとともに、様々な情報を提供し、県のホームページ等で広く県民に紹介していくもの。

※宣言内容の例

- 育児休業が取得しやすいよう、代替要員を確保します
- 育児休業取得者が職場復帰しやすいよう、復帰前（後）に研修を行います。
- 子供のいる従業員は、勤務時間を短縮することができるようになります
- 「ノー残業デー」を導入します

・募集期間

随時

③ その他特記事項

・登録状況

85事業所（平成17年8月16日現在）

・今後の取組

今後、単独企業では困難な取組（例：事業所内託児所の設置）を可能とするため子育て応援宣言登録企業をネットワーク化するとともに、仕事と子育ての両立のための課題解決に向けたアドバイザーの派遣等を行う。

(3) 地域における普及啓発

① 出前講座

出前講座

岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課

TEL 019-629-5346

FAX 019-629-5354

メールアドレス AC0006@pref.iwate.jp

ホームページ http://www.pref.iwate.jp/~hp0313

① 目的

岩手県男女共同参画推進条例の普及やいわて男女共同参画プラン推進を目的とする。

② 制度の概要

・対象者

市町村、商工・農業各種団体等

・制度の内容

職員を派遣し、岩手県男女共同参画推進条例、いわて男女共同参画プランの説明等を行う

・募集期間

通年

出前講座

茨城県知事公室女性青少年課

TEL 029(301)2178

FAX 029(301)2189

メールアドレス josei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/josei.htm>

① 目的

男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村などの理解と認識を深める。

② 制度の概要

・対象者

県民、事業所、団体、少人数のグループ、市町村職員等

・制度の内容

相手方の希望する日時、場所に職員を派遣して説明等を行う。

・募集期間

常時受け付けている。

出前なんでも講座

群馬県総務局人権男女共同参画課

TEL 027-226-2903

FAX 027-220-4424

メールアドレス jinkendanjoka@pref.gunma.jp

ホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/d/05/seisaku/josei.htm>

① 目的

県職員が地域や団体の集会などで、県政の課題や取組について説明を行う。

② 制度の概要

・対象者

県民、事業所、団体、少人数のグループ、市町村職員等

・制度の内容

相手方の希望する日時、場所に職員を派遣して説明等を行う。

・募集期間

随時

県政出前講座

埼玉県総務部男女共同参画課

TEL 048-830-2927

FAX 048-830-4755

メールアドレス a2920@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BS00>

① 目的

県民からの要請により職員が集会等の場に出向いて、県政についての説明を行うことにより、県民の県政に対する理解の一層の促進を図るとともに、県民との対話による双方向のコミュニケーションを深める契機とし、県民の参加による開かれた県政を推進するために実施する。

② 制度の概要

・対象者

地域団体、企業などの民間団体や学校、市町村などの公的団体が主催する概ね20人以上の集会。ただし、県外で開催される集会及び営利、政治活動、宗教活動を目的とするもの、その他事業の趣旨に適しないと認められる場合は対象とならない。

・制度の内容

県男女共同参画課の職員が、地域で行われる集会や団体の会議、学校の授業などから申込があった場合、現地に伺い男女共同参画の推進について、その必要性和県の取組などを説明する。1講座は、質疑応答や意見交換等を含み60分程度。

・実施日

時間帯は原則午前10時から午後8時まで（土・日・祝日は午後5時まで）。

希望に応じ、平日夜間、土・日・祝日も実施。

にいがた県政出前講座

新潟県 県民生活・環境部 男女平等社会推進課

TEL 025-280-5141

FAX 025-283-5879

メールアドレス danjo@mail.pref.niigata.jp

ホームページ

www.pref.niigata.jp/seikatsukankyo/danjobyodo/danjo/

① 目的

県民やグループからの希望に応じて、集会等に職員が直接出向き、県が取り組む事業や施策などを分かりやすく説明する。県の事業や施策に対する県民の理解と関心が深まり、より身近な県政、さらには県民協働による県政運営の推進を図る。

② 制度の概要

・対象者・対象事業

県民、企業などの民間団体、自治会やNPOなどの地域の団体、市町村などの公共団体、学校など、県民概ね20名程度以上の参加により県内で開催される集会等

・制度の内容

県民グループからの希望、テーマに応じて職員を講師として派遣する。

実施日時 勤務時間外、土日祝日を問わず、業務に支障のない範囲で

時間 説明時間を1～2時間程度とし、説明終了後必要により意見交換を行う。

アンケートの実施

・募集期間

随時

しごと談義
富山県生活環境部男女参画・ボランティア課 TEL 076-444-3137 FAX 076-444-3479 メールアドレス danjosankaku2@pref.toyama.lg.jp ホームページ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/index.html

① 目的

県職員が申込み団体の開催する集会等に出向き、県の施策について説明することによって、県政への理解を深めてもらい、お聞きした意見を今後の県政に生かす。

② 制度の概要

・対象者

県民が参加する概ね20名程度のグループ（自治会、企業、サークル、学校、NPO等、地域の団体）

・制度の内容

県民が参加するグループが122のテーマから好きなテーマを選び、そのテーマについて県職員が説明したり、意見交換したりする。県職員の派遣に係る費用は一切不要。会場については、申し込み団体で用意する。

・募集期間

希望日の1ヶ月前までに申込む。

県政出前講座
石川県県民文化局男女共同参画課 TEL 076-225-1376 FAX 076-225-1374 メールアドレス danjo@pref.ishikawa.jp ホームページ http://www.pref.ishikawa.jp/danjo/ (県政出前講座ホームページ) http://www.pref.ishikawa.jp/kenmin/demae/

① 目的

県民の男女共同参画に対する理解を促進するとともに、男女共同参画行政に対するニーズを把握する。

② 制度の概要

・対象者

自治会・NPO等、地域の各種団体（ただし、営利、政治、宗教に関する団体を除く）

・対象事業

参加人数が概ね20人程度の集会

・制度の内容

「男女共同参画の実現に向けた基本理念や県・県民・事業者の役割」や「ドメスティック・バイオレンスの現状と被害者支援の取組」について、県職員が地域の集会に出向き、県の施策等を説明するとともに、参加者と意見交換を行う。

・募集期間

随時（実施希望日の1か月前まで）

長野県政出前講座
長野県企画局ユマニテ・人間尊重課 TEL 026-235-7102 FAX 026-235-7389 メールアドレス humanite@pref.nagano.jp ホームページ http://www.pref.nagano.jp

① 目的

県民に県政への理解を深めてもらい、県民からの意見を今後の県政に活かす。

② 制度の概要

・対象者

県民が参加する概ね20名程度のグループ（自治会、企業、サークル、学校、NPO等、地域の団体）

・制度の内容

グループからの申し込みに応じ、男女共同参画社会づくりに関する講座の講師として、県職員が出向いて説明を行う。ただし、収益目的、一定の政治、宗教の表現を目的とする場合は対象としない。

・募集期間

通年実施

これなら学べる出前講座
滋賀県政策調整部男女共同参画課 TEL 077-528-3071 FAX 077-528-4807 メールアドレス am00@pref.shiga.lg.jp ホームページ http://www.pref.shiga.jp/c/danjo/

① 目的

県民が、男女共同参画社会の目指す方向等について広く学び、正しい理解と認識を深めるよう、地域住民自らが開催する学習会、研修会等へ講師を派遣する。

② 制度の概要

・対象者

参加者が約10名以上の次のような学習会・研修会等を対象とする。

- (1) 任意のグループやサークルの研修会等
- (2) 自治会、婦人会、子供会等地域団体の研修会等
- (3) 学校PTAの研修会等

・対象事業

家庭や地域等の日常生活の中で、性別による固定的な役割分担を見直し、男女が互いに対等なパートナーとして男女共同参画社会の実現を目指す内容とする。

・制度の内容

講師（G-NETしが推進員）の派遣に係る経費を負担する。

・募集期間

5月から翌年3月までの間に随時

男女共同参画出前説明
鳥取県企画部男女共同参画推進課 TEL 0857-26-7077 FAX 0857-26-7155 メールアドレス danjyo@pref.tottori.jp ホームページ

① 目的

県内市町村、各種団体、企業等の男女共同参画の取組の推進、意識啓発を目的とする。

② 制度（出前説明）の概要

・内容

企業、団体、市町村等を対象に、職員を派遣して男女共同参画に関する説明を行う。

【主な説明内容】

- 「男女共同参画社会」とは？／なぜ「男女共同参画」を進めるのか？
- 男女共同参画社会基本法について
- 女性は「対等なパートナー」？
 - ・県民意識 ・暴力と人権侵害 ・家庭、地域、職場
- 女性の能力は発揮されているか？
 - ・日本での個人の能力開発状況（HDI、GEM）
 - ・ポジティブアクション、女性のチャレンジ支援
- 男性にとっての男女共同参画社会
- 女性をめぐる世界、わが国の動き／「ジェンダー」とは？
- 鳥取県での取組
- ・対象者
 - 県内市町村、各種団体、企業等
- ・募集期間
 - 随時

よりん彩「お手軽講座」

鳥取県男女共同参画センター
 TEL 0858-23-3901
 FAX 0858-23-3989
 メールアドレス yorinsai@pref.tottori.jp
 ホームページ http://www.pref.tottori.jp/yorinsai/

① 目的

今後男女共同参画について理解の拡がりをもたせるため、従来の「集める」という形だけではなく、生活者が「集まる」場へ積極的に向き、そこに集まる者に対し啓発することが重要であり、センターは、地域、職場等で企画、実施される男女共同参画に関する学習会等に対して、講師の派遣等を支援する。

② 制度の概要

- ・対象者
 - 県民一般
- ・対象事業
 - (1) 地区公民館主催学習会、各種事業所、職域団体、親睦団体等の研修会及び有志による学習会など、参加者が比較的少人数（概ね20名程度）の学習会。
 - (2) 男女共同参画を学習する目的のもの。
 - (3) 一主催者年間一回限り。
- ・制度の内容
 - (1) 学習会を実施する際に、希望の分野に応じて情報を提供する。
 - (2) 学習内容に応じて、講師情報を提供する。
 - (3) お手軽講座の開催に要する経費として、次の範囲内で負担する。（センターが情報提供した講師以外でも、対象事業であれば同様に負担）

区分	負担内容
講師謝金	6千円／時間
講師旅費	鳥取県旅費規程により算出した額
配付資料	必要数をセンターが準備
 - (4) 主催者の希望により、センター所蔵書籍の出張貸出、普及啓発展示パネルの貸出等を行う。
- ・募集期間
 - 随時受付
- ③ その他特記事項
 - 次の各号に掲げる事業は、出前講座の対象外とする。
 - (1) 他機関等の補助又は委託を受ける事業

- (2) 特定な政治活動、宗教活動に関する事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) その他センター所長が対象外と認めたもの

サポーター講師活用事業（ミニ出前講座）

高知県男女共同参画・NPO課
 （こうち男女共同参画センター・「ソーレ」）
 TEL 088-823-9769
 （088-873-9100）
 FAX 088-823-9679
 （088-873-9292）
 メールアドレス 143201@ken.pref.kochi.lg.jp
 sole@sole-kochi.or.jp
 ホームページ http://www.pref.kochi.jp/~danjyo/
 http://www.sole-kochi.or.jp/

① 目的

こうち男女共同参画センター（ソーレ）に登録したサポーター講師を、地域で男女共同参画社会の実現、女性問題を学ぶ研修会等に出前（派遣）する。

② 制度の概要

- ・対象者
 - 県内在住者
- ・対象事業
 - 男女共同参画社会の実現に向けた研修会等
- ・制度の内容
 - 無料
- ・募集期間
 - 随時

事業者等における男女共同参画促進事業

熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシップ推進課
 TEL 096-384-3427
 FAX 096-387-3940
 メールアドレス danjyokyoudou@pref.kumamoto.lg.jp
 ホームページ http://www.danjyo.pref.kumamoto.jp/

① 目的

男女共同参画社会づくりの重要な推進主体である事業者等の自主的な取組を促す。

② 制度の概要

- ・対象者
 - ① 事業者、市町村、団体等（行政職員向けの研修は除く）
 - ② 県内企業
- ・制度の内容
 - ① 男女共同参画研修アドバイザー派遣事業
 - 事業者、市町村等における男女共同参画の自主研修を促すため、希望に応じて有識者を派遣し、事業者等の研修の充実を図る（謝金、旅費を県で負担）。
 - ◇募集期間 年度中いつでも可
 - ② 男女共同参画社会づくり推進貢献事業者表彰
 - 広く他の事業者の模範となるような男女共同参画の推進に取り組む事業者を顕彰し、その取組を紹介する。
 - ◇募集期間
 - 平成16年度は10月15日～11月15日

男女共同参画出前講座

沖縄県文化環境部平和・男女共同参画課

TEL 098-866-2500

FAX 098-866-2589

メールアドレス aa001309@pref.okinawa.jp

ホームページ

① 目的

男女共同参画の必要性についての広報・啓発を目的とする。

「男らしさ女らしさ」「性別役割分担」「男性の家事や、子育てへの参画」「女性の社会参画」について分かりやすく県が出前で講座を開催する。

② 制度の概要

・対象者

一般県民

・制度の内容

男女共同参画の必要性について県民に広報・啓発することを目的として出前講座を行う。講座に係る経費のうち、旅費・資料作成費用は県が負担し、会場設営等に係る費用は申込者の負担とする。

・募集期間

講座申込可能期間：平成17年4月1日～平成18年3月31日（12月29日から翌年の1月3日の間、祝日及び6月23日を除く）

平日：午前10時～午後8時までの間

土日：午前10時～午後5時までの間

② 講座・セミナー

地域学習支援事業（出前セミナー・専門講師派遣事業）

北海道環境生活部男女平等参画推進室

TEL 011-231-4111

FAX 011-232-3640

メールアドレス kansei.danjo1@pref.hokkaido.jp

ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-josei/johomepage/index.htm>

① 目的

女性問題及び男女平等参画に関する意識やニーズを把握し、実態に即した学習機会を提供することにより、女性の自立と社会参加の促進を図るとともに男女平等参画の推進を図る。

② 制度の概要

・出前セミナー（北海道立女性プラザ事業として受託先の（財）北海道女性協会が実施）

男女平等参画の推進を図り、日常生活の中の固定的役割分担意識などを見直す契機として10地域でセミナーを開催する。

対象 ～ 地域住民、地域活動団体、地元事業者、各種団体、市町村担当者など

・専門講師派遣事業（北海道立女性プラザ事業として受託先の（財）北海道女性協会が実施）

地域の自主的な男女平等参画の推進に関する活動

を促進するため、専門講師の派遣事業を14地域で開催する。

対象 ～ 地域の自主的な学習会等を企画する団体等

男女共同参画地域講座

山形県文化環境部女性青少年政策室

TEL 023-630-2668

FAX 023-624-9908

メールアドレス josei@pref.yamagata.jp

ホームページ <http://www.yamagata-cheria.org>

① 事業内容

県内4地区において、県、市町村、地域で活動している団体・グループが連携し、男女共同参画社会づくりの重要性に関する普及啓発事業を実施するもの。

② 実施方法等

・実施方法

県（各地域の総合支庁）、市町村、団体・グループの代表者等で実行委員会を組織し、講演会等を開催。

・実施期間

平成17年10月～平成18年2月（平成17年度の場合）

女性のための県政参画講座

群馬県総務局人権男女共同参画課

TEL 027-226-2903

FAX 027-220-4424

メールアドレス jinkendanjoka@pref.gunma.jp

ホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/d/05/seisaku/josei.htm>

① 目的

政策方針決定の場への女性の参画を促進するため、県政に参画したい、市民活動を主体的に行いたいという女性を支援する

② 制度の概要

・対象者

現在までに議員経験のない、県内に在住、在勤、又は在学する女性

・制度の内容

男女共同参画に関する講座・実習（グループワーク）等の研修を9日開催。

平成17年度の講座内容は男女共同参画社会の全体的な説明の他、問題提起・解決、社会情勢、NPO活動、プレゼンの仕方、県政を暮らしに生かすなど。

③ その他特記事項

修了生のうち希望者を人材データベースに登録し、委員候補者として推薦。

修了生は、自主グループを結成し、学習、研究、情報交換などの活動を実施。

平成16年度からは、講座修了生のグループが設立したNPO法人に講座の運営を委託して実施している。

男女共同参画セミナー

群馬県総務局人権男女共同参画課

TEL 027-226-2903

FAX 027-220-4424

メールアドレス jinkendanjoka@pref.gunma.jp